

## パブリック・コメント制度を実施する趣旨・目的・背景

### 1 パブリック・コメント制度の趣旨・目的

このパブリック・コメント制度は、市が基本的な施策等に関する計画や条例などを策定する際に、市民にその案を決定前の段階で公表して広く意見等を提出できる機会を設け、その提出された意見等を考慮して、最終的な意思決定を行い、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の制度です。

この制度は、公表した計画案や条例案自体の賛否を問うものではなく、計画等の素案の段階で公表することによって、市民等の多様な意見を市政に反映させる機会を確保し、政策形成過程における行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。

### 2 制度導入の背景

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方自治は自治体が自らの責任において、その地域独自の行政運営を行うという地方分権の時代に入り、従来にも増して、地域住民の意見を反映した自主的かつ主体的な政策の展開が求められています。そのために、情報公開や行政評価等による行政と市民間の情報共有、市民が意思決定過程へ参画できる仕組みが求められています。

### 3 本市の取り組み等

本市においてもこれまで、〇〇計画や△△マスタープランなど、多くの計画や指針を策定してきましたが、その策定の過程において、「◎◎懇話会」「■■審議会」などに市民委員を登用して意見を聴きながら策定をしてきました。また、「◇◇ワークショップ」「◆◆公聴会」など、さらに市民に門戸を広げて意見を聴く機会を設ける市民参加の制度が定着しつつあり、一定の役割を果たしてきました。

しかし、このような市民参加の手法では、どのような方法で市民の意見を聴くかは個別対応に任せられ、それぞれの計画等により異なっていました。

先に述べたとおり今般、『市民の行政参画』や『行政と市民との協働』がより一層強く求められてきており、市の基本的な施策に関する計画や、基本的な制度を定める条例など、範囲を定め、一定の方法により、特定の市民だけではなく、広く市民全体の意見を求める一般的なルールを創設することとしました。

#### 4 制度の導入状況

国においては、平成11年3月30日に、この制度が『規制の設定又は改廃にかかる意見提出手続』として閣議決定され、全省庁共通のルールで実施しています。

自治体においても、都道府県レベルではかなり制度化が進んでおり、また市町村レベルにおいても、制度の理解が図られ、その導入が進んでいくものと思われれます。なお、近隣自治体実施状況については下記一覧のとおりです。

##### 《パブリック・コメント制度の導入状況》

	自治体名	要綱等の名称	施行年月日
1	国	規制の設定又は改廃にかかる意見提出手続	平成11年4月1日
2	青森県	あおもり県民政策提案実施要綱	平成13年3月1日
3	岩手県	パブリック・コメント制度に関する指針	平成12年4月1日
4	宮城県	県民の意見提出手続に関する要綱	平成15年7月9日
5	秋田県	秋田県県民意見提出手続に関する要綱	平成15年4月1日
6	山形県	パブリック・コメント手続に関する指針	平成15年3月12日
7	福島県	うつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）の実施に関する要綱	平成14年10月1日
8	新潟県	新潟県県民意見提出手続に関する指針	平成12年4月1日
9	盛岡市	盛岡市パブリック・コメント実施要綱	平成16年4月9日
10	福島市	福島市パブリック・コメント制度実施要綱	平成15年4月1日
11	郡山市	郡山市民の意見公募に関する手続（パブリック・コメント手続）実施要領	平成15年4月1日
12	新潟市	パブリック・コメント手続（市民意見提出手続）に関する指針	平成16年7月1日
13	いわき市	いわき市市民意見募集（パブリック・コメント）制度実施要綱	平成17年4月1日
14	水戸市	水戸市パブリック・コメント手続（市民意見提出手続）に関する要綱	平成16年4月1日
15	宇都宮市	宇都宮市パブリック・コメント制度実施要綱	平成14年4月1日
16	さいたま市	さいたま市パブリック・コメント制度要綱	平成15年4月1日

# パブリック・コメント制度導入の概念図

